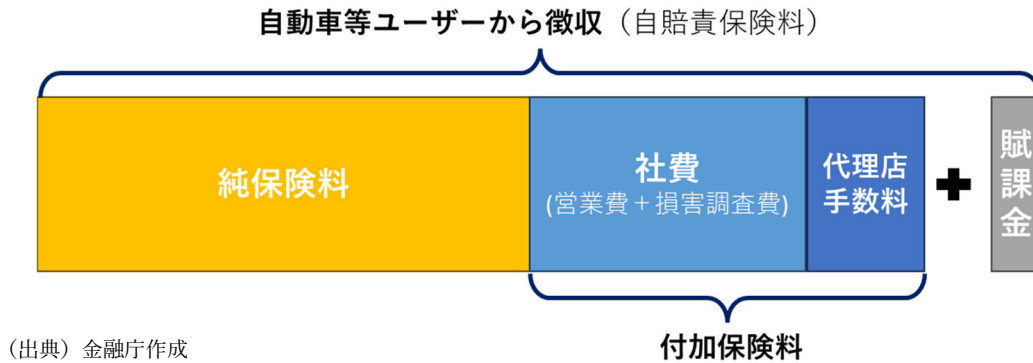


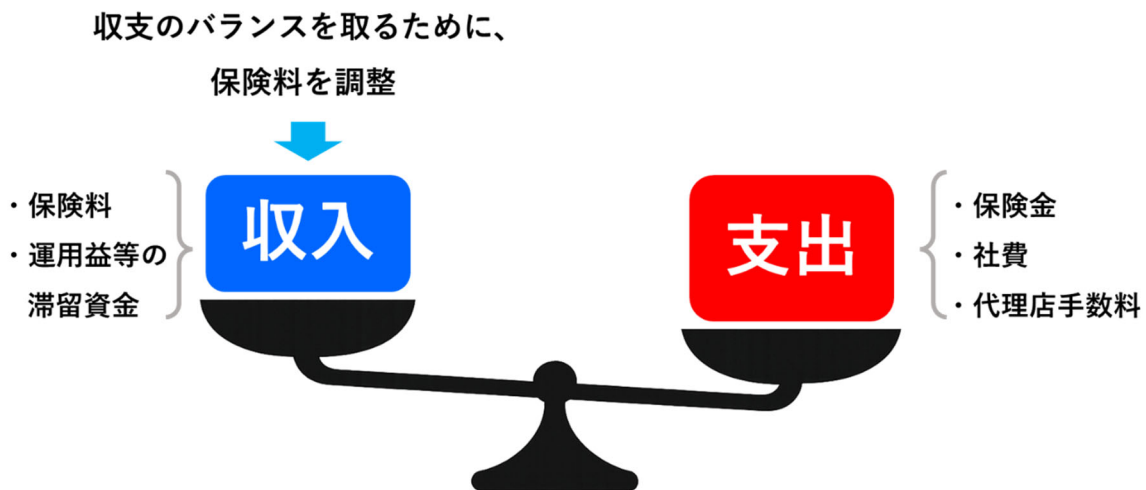
自賠責保険料の引上げ改定について

- **自賠責保険料は、「純保険料（自賠責保険の保険金支払いに充当する保険料）」と「付加保険料（保険会社や保険代理店の自賠責の運営費に充当する保険料）」のほか、「賦課金（被害者保護増進等事業、無保険車等による被害者への損害填補に充当する保険料）」¹から構成**されております。



- **自賠責保険料の水準は、法令に定める、能率的な経営の下で利益も損失も出さない水準とする原則（いわゆる「ノーロス・ノープロフィット原則²」）に従い、保険料やその運用益等の「収入」と、保険金支払い等の「支出」とが**バランスするように決定**されております。**

■ ノーロス・ノープロフィット原則のイメージ



(出典) 金融庁作成

※天秤の傾き度合は説明のためのイメージ

¹ 被害者保護増進等事業等を長期にわたって安定的、継続的に行うため、国土交通省に設置されている「被害者保護増進等事業に関する検討会」における議論を踏まえて検討し、自動車事故対策事業賦課金等の金額を定める政令別表の式により算出した金額を基礎として告示で定められている。

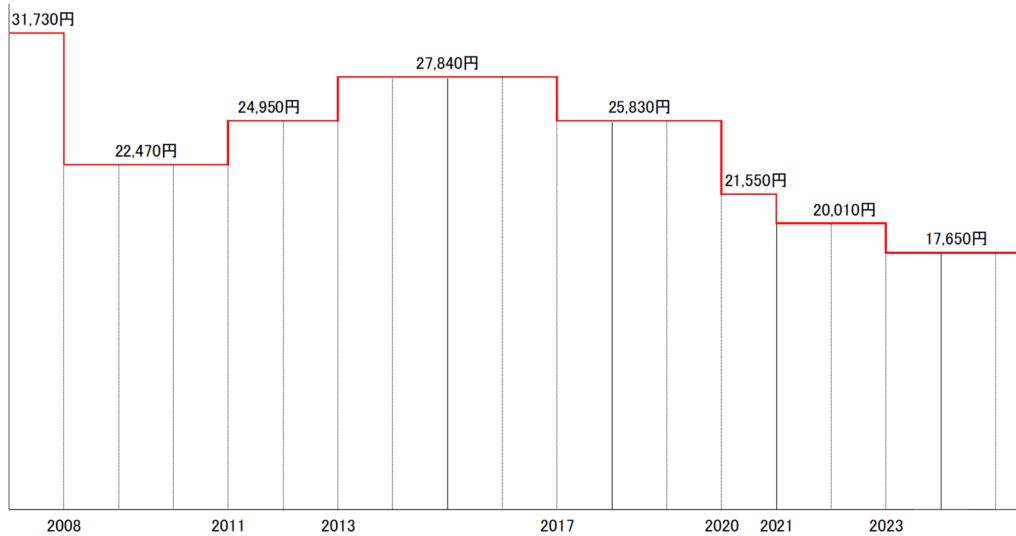
² 自動車損害賠償保障法

(保険料率及び共済掛金率の基準)

第二十五条 責任保険の保険料率及び責任共済の共済掛金率は、能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内でできる限り低いものでなければならない。

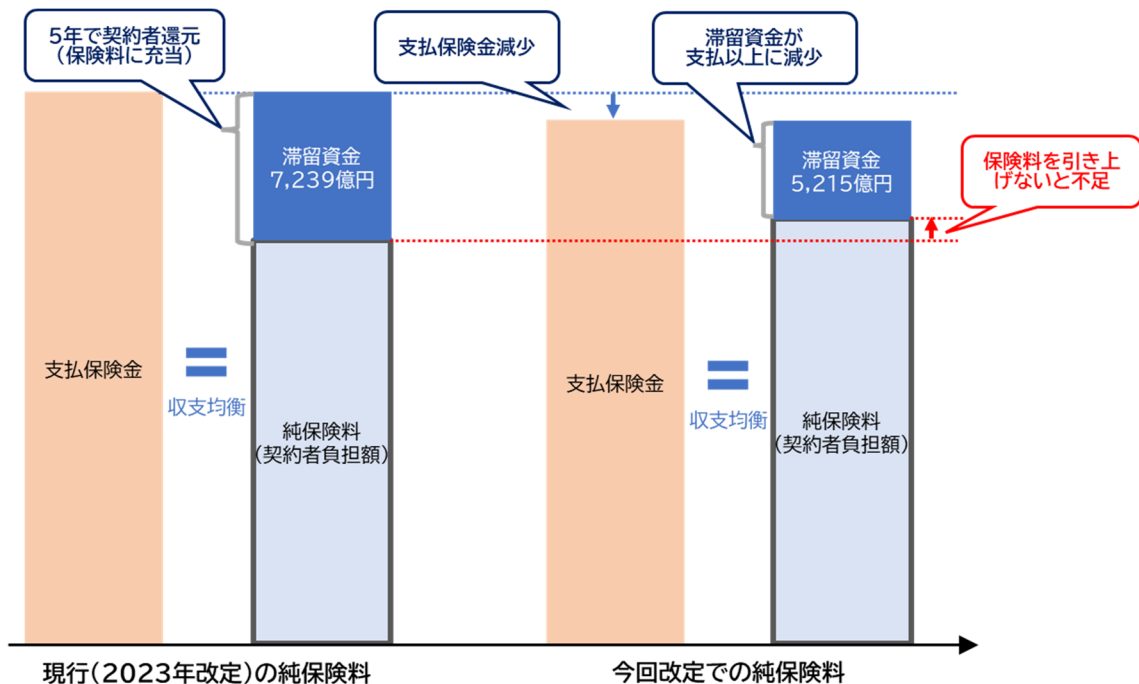
- 上記保険料水準の決定方法に従い、**自賠責保険料は、2013年4月に引上げ改定を実施した以降、自動車の安全技術の向上などを背景とした交通事故率の減少により、引下げ改定が続いてきました**（例：自家用乗用車（24 か月契約・本土用） 2013年4月：27,840円 ⇒ 2023年4月：17,650円）。

■ **自家用乗用車（24 か月契約・本土用）の自賠責保険料の推移**



(出典) 損害保険料率算出機構作成資料

- **現在の「純保険料」は**、特にコロナ禍における外出自粛による交通事故の減少により、保険収支が改善したことで生じた資金（いわゆる「滞留資金」：約 7,239 億円）を、自賠責保険加入者に対し、5年かけて全額還元する（保険料負担の軽減に活用する）こととして³、**支払保険金を大幅に下回る保険料設定**（いわゆる「赤字料率の設定」）となっております。



(出典) 第152回自賠責審議会資料を基に金融庁作成

³ 2023年1月の自動車損害賠償責任保険審議会において決定。5年の期間（2023.4～2028.3）は、審議会毎に再検証が行われ、保険料率の改定毎に繰り延べされている。

○ 今回の損害保険料率算出機構の検証においては、

① 交通事故は、減少しているものの下げ止まりつつあること、また、

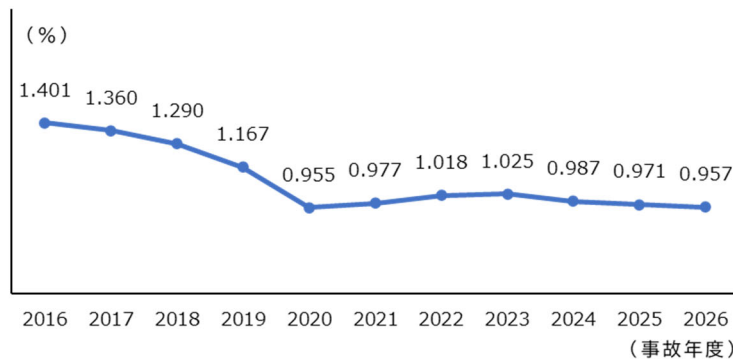
② 医療費の増加等に伴い、事故 1 件あたりの保険金支払単価が近年増加しているため、

保険金支払総額は減少を続けているものの、その減少ペースは緩やかであること

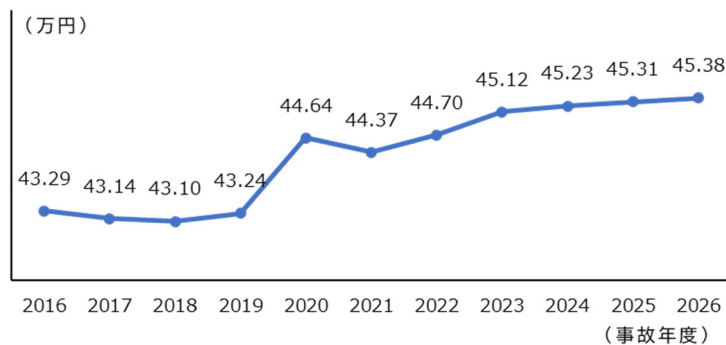
などから、足下の滞留資金残高は減少（約 7,239 億円 ⇒ 約 5,215 億円）し、現時点で、純保険料を再計算すると、保険料水準を引き上げなければ、保険金支払額を将来賄えない、との結果となりました。

なお、滞留資金の活用後に保険料の引上げを実施する場合には、大幅な引上げが見込まれることから、その激変による影響を緩和する措置が必要になります。

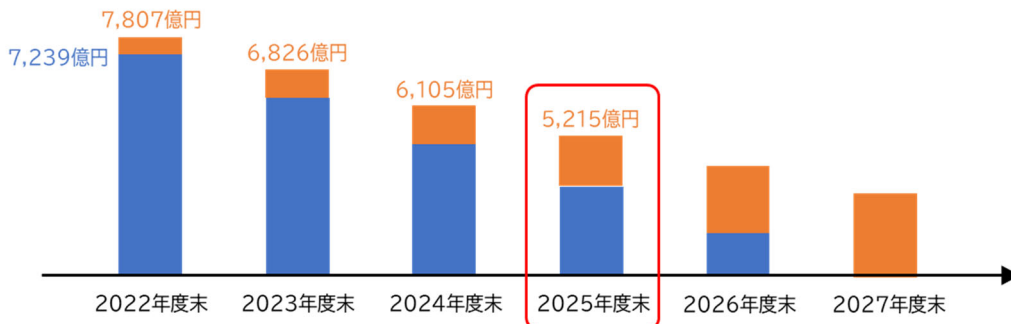
事故率の推移（傷害の例）



平均支払保険金の推移（傷害の例）



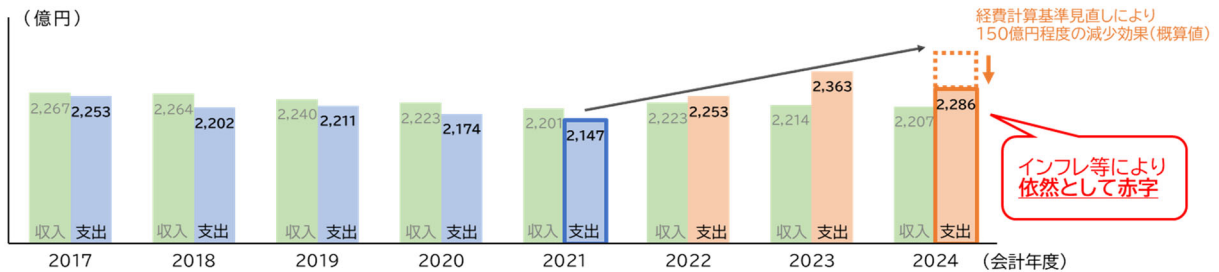
滞留資金の状況



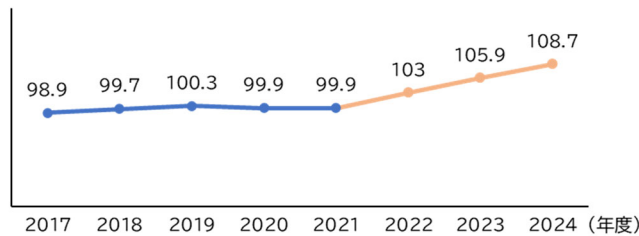
(出典) 損害保険料率算出機構作成資料

- また、「付加保険料」の一部である「社費（保険会社・共済における自賠責制度の事業運営費）」や「代理店手数料」についても、システム化の推進による効率化などコスト削減努力は行っているものの、足元の賃金・物価の上昇の影響により、支出が増加傾向にあることから、現在の水準では不足が生じ、収支は赤字状況となっております。

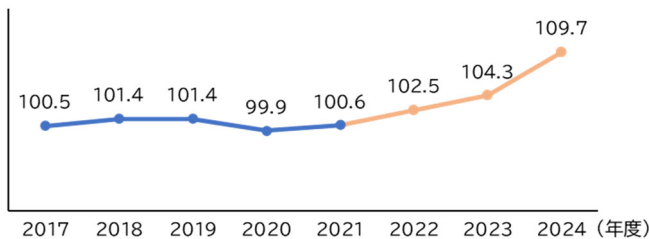
社費収支の推移



(参考1)総務省 消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)



(参考2)厚生労働省 賃金指数(事業所規模5人以上、就業形態・調査産業計)



(出典) 損害保険料率算出機構作成資料

- 以上のことから、2026年4月17日(金)開催の第152回自賠責審議会において、自賠責保険料を構成する「純保険料」及び「付加保険料」の水準には不足が生じており、ノーロス・ノープロフィット原則に基づき、引上げ改定を行うことが適当と結論付けられました。
- 新しい自賠責保険料の適用時期につきましても、適用時期の遅れにより、遅延期間の収支不足分による将来の自賠責加入者の負担増を回避するため⁴、ノーロス・ノープロフィット原則に基づき、可能な限り早期適用となる、2026年11月1日から、適用開始することとなりました。

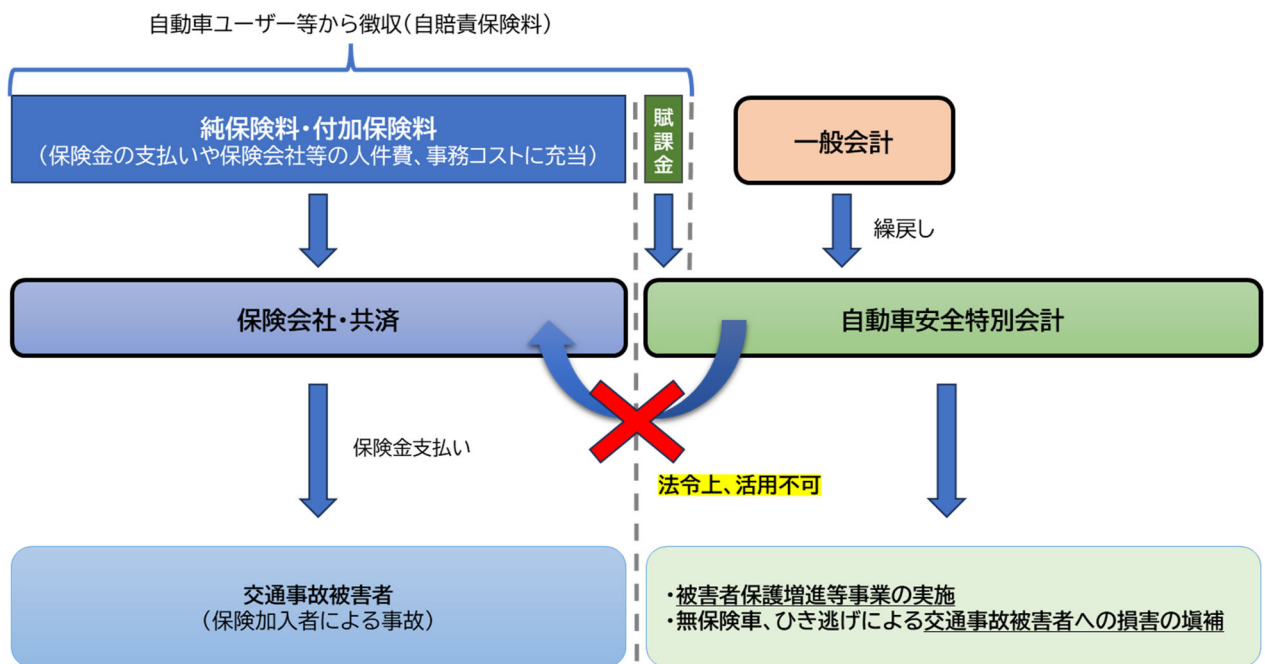
⁴ 第152回自賠責審議会における損害保険料率算出機構の試算によれば、2027年度まで改定を先送りした場合の改定率は、2026年度に改定する場合よりも高い7～12%程度が見込まれている。

- **2026年4月30日（木）開催の第153回自賠責審議会において、主な車種別の自賠責保険料を決定しました。全車種平均で6.2%の引上げ改定となりました。**

例：自家用乗用自動車（本土用・24か月契約）

	現行保険料	新保険料	増減額
自家用乗用自動車	17,650 円	18,560 円	+910 円 (+455 円/年)

- なお、**2025年度の補正予算において、自動車安全特別会計から一般会計に繰り入れられていた約5,741億円の自動車安全特別会計への全額繰戻しが実現しました。**
- 「特別会計に関する法律」において、自動車安全特別会計の歳出は、交通事故被害者への救済事業等と定められており、**自動車安全特別会計への繰戻金を保険金支払いの原資として活用することは、制度上できないことになっております。**



(出典) 第152回自賠責審議会資料を基に金融庁作成